

# 高等学校における道徳教育の構造と内外連携研修の実際

中島 洋\*・関谷 融\*\*

\*長崎県立大学特任教授 \*\*長崎県立大学国際社会学部

## The structure of moral education in high schools and teacher inside and outside partnership training

Hiroshi NAKASHIMA\* and Toru SEKIYA\*\*

### 概要

周知のように、教育基本法第13条において、学校、家庭及び地域住民等の相互の連携協力の必要性が語られている。<sup>(1)</sup> 高等学校について道徳教育は、中学校のように教科として設定されているわけではないが、平成21年3月に改訂された『高等学校学習指導要領』（以下、『指導要領』と略）<sup>(2)</sup> の第1章総則第1款及び『高等学校学習指導要領解説 総則編』（以下、『解説』と略）<sup>(3)</sup> 第3章第1節2で詳細に語られている。そこで本論文では『解説』を繙いて記述内容と構造を確認する一方、長崎県の現場ではこれにどのように対応したかをみることにした。後者については、改訂を受けてその翌年度に実施された「高等学校初任者研修・若手研修」の実際を示すこととするが、本論文の執筆である中島らが構成し編纂した『手引書』をその典拠とした。<sup>(4)</sup>

キーワード：道徳教育、学習指導要領、教師の役割、内外連携

## I 道徳教育の記述構造と内容

平成21年7月に改訂された『解説』第3章第1節2における「道徳教育」の記述構造と内容は以下のとおりである。

第3章第1節2 道徳教育

2 学校における道徳教育は、生徒が自己探求と自己実現に努め国家・社会の一員としての自覚に基づき行為しうる発達の段階にあることを考慮し人間としての在り方生き方に関する教育を学校の教育活動全体を通じて行うことにより、その充実を図るものとし、各教科に属する科目、総合的な学習の時間及び特別活動のそれぞれの特質に応じて、適切な指導を行わなければならない。道徳教育は、教育基本法及び学校教育法に定められた教育の根本精神に基づき、人間尊重の精神と生命に対する畏敬の念を家庭、学校、その他社会における具体的な生活の中に生かし、豊かな心をもち、伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国を愛し、個性豊かな文化の創造を図るとともに、公共の精神を養い、民主的な社会及び国家の発展にひら努め、他国を尊重し、国際社会の平和と発展や環境の保全に貢献し未来を拓く主体性のある日本人を育成するため、その基盤としての道徳性を養うことを目標とする。道徳教育を進めるに当たっては、特に、道徳的実践力を高めるとともに、自他の生命を尊重する精神、自律の精神及び社会連帯の精神並びに義務を果たし責任を重んずる態度及び人権を尊重し差別のないよりよい社会を実現しようとする態度を養うための指導が適切に行われよう配慮しなければならない。

(1) 高等学校における道徳教育

(2) 道徳教育の目標

(3) 道徳教育を進めるに当たっての配慮事項

【図①：第3章第1節2の構造】

2 学校における道徳教育は、生徒が自己探求と自己実現に努め国家・社会の一員としての自覚に基づき行為しうる発達の段階にあることを考慮し人間としての在り方生き方に関する教育を学校の教育活動全体を通じて行うことにより、その充実を図るものとし、各教科に属する科目、総合的な学習の時間及び特別活動のそれぞれの特質に応じて、適切な指導を行わなければならない。道徳教育は、教育基本法及び学校教育法に定められた教育の根本精神に基づき、人間尊重の精神と生命に対する畏敬の念を家庭、学校、その他社会に

おける具体的な生活の中に生かし、豊かな心をもち、伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛し、個性豊かな文化の創造を図るとともに、公共の精神を尊び、民主的な社会及び国家の発展にひら努め、他国を尊重し、国際社会の平和と発展や環境の保全に貢献し未来を拓く主体性のある日本人を育成するため、その基盤としての道徳性を養うことを目標とする。道徳教育を進めるに当たっては、特に、道徳的実践力を高めるとともに、自他の生命を尊重する精神、自律の精神及び社会連帯の精神並びに義務を果たし責任を重んずる態度及び人権を尊重し差別のないよりよい社会を実現しようとする態度を養うための指導が適切に行われるよう配慮しなければならない。

(1) 高等学校における道徳教育



ア高等学校における道徳教育の考え方

道徳教育は、豊かな心をもち、人間としての在り方生き方の自覚を促し、道徳性を育成することをねらいとする教育活動であり、社会の変化に主体的に対応して生きていくことができる人間を育成する上で重要な役割をもっている。

今日の家庭や地域社会及び学校における道徳教育の現状や生徒の実態などからみて、更に充実を図ることが強く要請されている。殊に、高等学校においては、生徒の発達段階に対応した指導の工夫が求められることや小・中学校と異なり道徳の時間が設けられていないこともあって、学校の教育活動全体

を通じて行う道徳教育の指導のための配慮が特に必要である。

このため、高等学校における道徳教育の考え方として示されているのが、人間としての在り方生き方に関する教育であり、公民科やホームルーム活動を中心に各教科・科目等の特質に応じ学校の教育活動全体を通じて、生徒が人間としての在り方生き方を主体的に探求し豊かな自己形成ができるよう、適切な指導を行うものとしている。小・中学校においては、「自分自身」「他の人とのかかわり」「自然や崇高なものとのかかわり」「集団や社会とのかかわり」の四つの視点から示されている内容について、道徳の時間を要として学校の教育活動全体を通じて道徳教育を行うこととされているが、この小・中学校における道徳教育も踏まえつつ、生徒の発達の段階にふさわしい高等学校における道徳教育を行うことが大切である。

今回の改訂においても、「生きる力」の育成を基本的なねらいとしており、この「生きる力」とは、変化の激しい社会において、いかなる場面でも他人と協調しつつ自律的に社会生活を送ることができるために必要な人間としての実践的な力であり、豊かな人間性を重要な要素とする。このような力を育てるのが、心の教育であり、道徳教育である。

そして、そのような「生きる力」の育成を図るために、今回の学習指導要領の改訂の方針の一つとして、「道徳教育や体育などの充実により、豊かな心や健やかな体を育成すること」が挙げられている。今日の生徒の現状等を踏まえてこれからの学校教育を考えると、道徳教育の重要性が改めて強調されるのである。



り方生き方」を掲げており、これらを中核的な指導の場面として重視し、道徳教育の目標全体を踏まえた指導を行う必要がある。

今回の改訂において、公民科については、人間としての在り方生き方についての自覚を一層深めることを重視している。

「現代社会」では、科目の導入において、社会の在り方を考察する基盤として、幸福、正義、公正等について理解させ、倫理、社会、文化、政治、法、経済、国際社会にかかわる現代社会の諸課題を取上げて考察させる中でさらに理解を深めさせるとともに、科目のまとめとして議論などを通して自分の考えをまとめたり、説明したり、論述したりするなど課題を探究させる学習を行い、人間としての在り方生き方についての学習の充実を図ることとした。「倫理」では、人間としての在り方生き方への関心を高め、その手掛かりとして先哲の考え方を取り上げて自分自身の判断基準を形成するために必要な倫理的な諸価値について理解と思索を深めるとともに、課題を探究する学習を一層重視し、論述や討論などの言語活動を充実させ、社会の一員としての自己の生き方を探求できるようにした。

なお、公民科については、「現代社会」又は「倫理」・「政治・経済」をすべての生徒に履修させることとしている（総則第3款の1の(1)）。

次に、特別活動は、今回の改訂では、ホームルーム活動、生徒会活動、学校行事ごとに目標を新たに規定し、よりよい人間関係を築く力、集団や社会の一員としてよりよい生活づくりに参画する態度の育成を重視し、それらにかかわる力を実践を通して高めるための体験活動や生活を改善する話し合い活動を一層充実している。

特に、ホームルーム活動を中心として特別活動全体を通じて、社会において自立的に生きることができるようにするため、社会の一員としての自己の生き方を探求するなど、人間としての在り方生き方に関する指導が行われるようにすることとし、その一層の充実を

図っている。指導に当たっては、人間としての在り方生き方の指導がホームルーム活動を中心として、特別活動の全体を通じて行われるようにすることはもとより、その際、他の教科、特に公民科や総合的な学習の時間との関連を図ることに配慮する必要がある（学習指導要領第5章特別活動第3の1の(4)）。



【図⑤：第3章第1節2の(1)のウ下】

以上に加え、総合的な学習の時間の目標として、「学び方やものの考え方を身に付け、問題の解決や探究活動に主体的、創造的、協同的に取り組む態度を育て、自己の在り方生き方を考えることができるようにする」ことを示すとともに、学習活動の例示として「自己の在り方生き方や進路について考察する学習活動」（学習指導要領第4章総合的な学習の時間第3の1の(5)）を示している。また、学校設定教科に関する科目として「産業社会と人間」を設けることができることを示し、その際の配慮事項として、「産業社会における自己の在り方生き方について考えさせ、社会に積極的に寄与し、生涯にわたって学習に取り組む意欲や態度を養う」ようにすることや、「自己の将来の生き方や進路についての考察」（総則第2款の5）を行う指導をすることを示している。このほかの各教科・科目においても目標や内容、配慮事項の中に関連する記述があり、例えば、各学科に共通する各教科の目標との関連をみると、特に次のような点を指摘することができる。

(ア) 国語科

国語科においては、目標を「国語を適切に表現し的確に理解する能力を育成し、伝え合

う力を高めるとともに、思考力や想像力を伸ばし、心情を豊かにし、言語感覚を磨き、言語文化に対する関心を深め、国語を尊重してその向上を図る態度を育てる。」と示している。

国語による表現力と理解力とを育成するとともに、人間と人間との関係の中で、互いの立場や考えを尊重しながら言葉で伝え合う力を高めることは、学校の教育活動全体で道德教育を進めていく上で、基盤となるものである。また、思考力や想像力を伸ばし、心情を豊かにし、言語感覚を磨くことは、道德的心情や道德的判断力を養う基本になる。さらに、言語文化に対する関心を深め、国語を尊重してその向上を図る態度を育てることは、伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛し、個性豊かな文化の創造を図る態度を育成することなどにつながるものである。

#### (イ) 地理歴史科

地理歴史科においては、目標を「我が国及び世界の形成の歴史的過程と生活・文化の地域的特色についての理解と認識を深め、国際社会に主体的に生き平和で民主的な国家・社会を形成する日本国民として必要な自覚と資質を養う。」と示している。

我が国及び世界の形成の歴史的過程と生活・文化の地域的特色についての理解と認識を深めることは、伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に貢献することなどにつながるものである。

#### (ウ) 数学科

数学科においては、目標を「数学的活動を通して、数学における基本的な概念や原理・法則の体系的な理解を深め、事象を数学的に考察し表現する能力を高め、創造性の基礎を培うとともに、数学のよさを認識し、それらを積極的に活用して数学的論拠に基づいて判断する態度を育てる。」と示している。

生徒が事象を数学的に考察し筋道を立てて考え、表現する能力を高めることは、道德的判断力の育成にも資するものである。また、

数学を積極的に活用して数学的論拠に基づいて判断する態度を育てることは、工夫して生活や学習をしようとする態度を育てることに資するものである。

#### (エ) 理科

理科においては、目標を「自然の事物・現象に対する関心や探究心を高め、目的意識をもって観察、実験などを行い、科学的に探究する能力と態度を育てるとともに自然の事物・現象についての理解を深め、科学的な自然観を育成する。」と示している。

自然の事物・現象を探究する活動を通して、地球の環境や生態系のバランスなどの事象を理解させ、自然と人間とのかかわりについて認識を深めさせることは、生命を尊重し、自然環境の保全に寄与する態度の育成につながるものである。また、目的意識をもって観察、実験を行うことや、科学的に探究する能力を育て、科学的な自然観を育成することは、道德的判断力や真理を大切にしようとする態度を育てることに資するものである。

#### (オ) 保健体育科

保健体育科においては、目標を「心と体を一体としてとらえ、健康・安全や運動についての理解と運動の合理的、計画的な実践を通して、生涯にわたって豊かなスポーツライフを継続する資質や能力を育てるとともに健康の保持増進のための実践力の育成と体力の向上を図り、明るく豊かで活力ある生活を営む態度を育てる。」と示している。

運動の実践は、技能の獲得とともに、ルールやマナーを大切にしようとする、自己の責任を果たそうとする、チームの合意形成に貢献しようとするなどの公正、協力、責任、参画などに対する態度の育成にも資するものである。集団でのゲームなど運動することを通して、粘り強くやり遂げる、ルールを守る、集団に参加し協力する、といった態度が養われる。また、健康・安全についての理解は、健康の大切さを知り、生涯を通じて自らの健康を適切に管理し、改善することにつながるものである。

#### (カ) 芸術科

芸術科においては、目標を「芸術の幅広い活動を通して、生涯にわたり芸術を愛好する心情を育てるとともに、感性を高め、芸術の諸能力を伸ばし、芸術文化についての理解を深め、豊かな情操を養う。」と示している。

芸術を愛好する心情を育て、感性を高めることは、美しいものや崇高なものを尊重することにつながるものである。また、芸術文化についての理解を深め、豊かな情操を養うことは道徳性の基盤の育成に資するものである。

#### (キ) 外国語科

外国語科においては、目標を「外国語を通じて、言語や文化に対する理解を深め、積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度の育成を図り、情報や考えなどを的確に理解したり適切に伝えたりするコミュニケーション能力を養う。」と示している。

外国語を通じて、我が国や外国の言語や文化に対する理解を深めることは、世界の中の日本人としての自覚をもち、国際的視野に立って、世界の平和と人類の幸福に貢献することにつながるものである。

#### (ク) 家庭科

家庭科においては、目標を「人間の生涯にわたる発達と生活の営みを総合的にとらえ、家族・家庭の意義、家族・家庭と社会とのかかわりについて理解させるとともに、生活に必要な知識と技術を習得させ、男女が協力して主体的に家庭や地域の生活を創造する能力と実践的な態度を育てる。」と示している。

生活に必要な知識と技術を習得することは、望ましい生活習慣を身に付けるとともに、勤労の尊さや意義を理解することにつながるものである。また、家族・家庭の意義を理解させることや主体的に生活を創造する能力などを育てることは、家族への敬愛の念を深めるとともに、家庭や地域社会の一員としての自覚をもって自分の生き方を考え、生活をよりよくしようとするにつながるものである。

#### (ケ) 情報科

情報科においては、目標を「情報及び情報

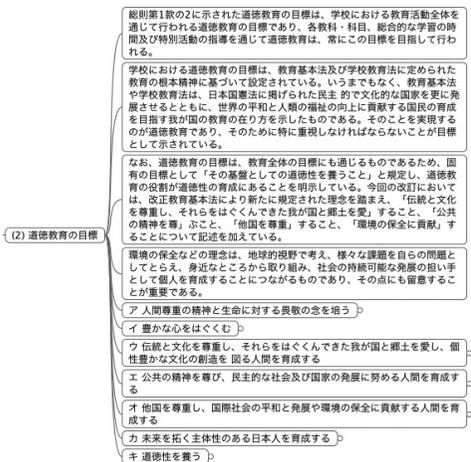
技術を活用するための知識と技術を習得させ、情報に関する科学的な見方や考え方を養うとともに、社会の中で情報及び情報技術が果たしている役割や影響を理解させ、社会の情報化の進展に主体的に対応できる能力と態度を育てる。」と示している。

情報に関する科学的な見方や考え方を養うとともに、社会の中で情報及び情報技術が果たしている役割や影響を理解させることは、情報社会で適正な活動を行うための基になる考え方と態度を身に付けさせ、情報社会に参画する態度を育成することにつながるものである。

さらに、主として専門学科において開設される各教科についても、今回の改訂において、例えば、農業科の目標に「農業に関する諸課題を主体的、合理的に、かつ倫理観をもって解決し」と示すなど、各教科を通じて職業人としての規範意識や倫理観の育成といった観点からの改善を図っており、教育活動の様々な場面で人間としての在り方生き方に関する指導が一層充実するよう配慮している。

各学校においては、道德教育の充実が今回の改訂においても重視されていることを踏まえ、全教師の連携協力のもと、年間指導計画に基づき、教育活動全体を通じて人間としての在り方生き方に関する教育が一層具体的に展開されるよう努める必要がある。

(2) 道德教育の目標



【図⑥：第3章第1節2の(2)】

総則第1款の2に示された道德教育の目標は、学校における教育活動全体を通じて行われる道德教育の目標であり、各教科・科目、総合的な学習の時間及び特別活動の指導を通じて道德教育は、常にこの目標を目指して行われる。

学校における道德教育の目標は、教育基本法及び学校教育法に定められた教育の根本精神に基づいて設定されている。いうまでもなく、教育基本法や学校教育法は、日本国憲法に掲げられた民主的で文化的な国家を更に発展させるとともに、世界の平和と人類の福祉の向上に貢献する国民の育成を目指す我が国の教育の在り方を示したものである。そのことを実現するのが道德教育であり、そのために特に重視しなければならないことが目標として示されている。

なお、道德教育の目標は、教育全体の目標にも通じるものであるため、固有の目標として「その基盤としての道德性を養うこと」と規定し、道德教育の役割が道德性の育成にあることを明示している。今回の改訂においては、改正教育基本法により新たに規定された理念を踏まえ、「伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛」すること、「公共の精神を尊」ぶこと、「他国を尊

重」すること、「環境の保全に貢献」することについて記述を加えている。

環境の保全などの理念は、地球的視野で考え、様々な課題を自らの問題としてとらえ、身近なところから取り組み、社会の持続可能な発展の担い手として個人を育成することにつながるものであり、その点にも留意することが重要である。

ア 人間尊重の精神と生命に対する畏敬の念を培う

人間尊重の精神と生命に対する畏敬の念とが併記されているのは、人間尊重の精神が生命に対する畏敬の念に根ざすことによって、より深まりと広がりをもってとらえられるからである。

人間尊重の精神は、道德教育の目標の中で一貫して述べられていることであり、生命、人格、人権の尊重、人間愛などの根底を貫く精神である。日本国憲法に述べられている「基本的人権の尊重」や、教育基本法に述べられている「人格の完成」、さらには、「国際連合教育科学文化機関憲章」(ユネスコ憲章)にいう「人間の尊厳」の精神も根本において共通するものである。

民主的社会においては、人格の尊重は、自己の人格のみではなく、他の人々の人格をも尊重することであり、また、権利の尊重は、自他の権利の主張を認めるとともに、権利の尊重を自己に課するという意味で、互いに義務と責任を果たすことを求めるものである。しかもこれらは、相互に人間を尊重し信頼し合う人間愛の精神によって支えられていなければならない。

このように、生徒の内面に形成されていく自己及び他者の人格に対する認識を普遍的な人間愛の精神へと高めると同時に、それを具体的な人間関係の中で実践し、それによって人格の内面的充実を図るという趣旨に基づいて、広く「人間尊重」という言葉を使っている。

生命に対する畏敬の念は、人間存在そのものあるいは生命そのものの意味を深く問うときに求められる基本的精神であり、生命のか

けがえのなさに気づき、命あるものを慈しみ、畏れ、敬い、尊ぶことを意味する。このことにより人間は、自他の生命の尊さや生きることのすばらしさの自覚を深めることができる。

また、ここでいう生命は、人間のみではなく、すべての生命を含んでいる。生命に対する畏敬の念に根ざした人間尊重の精神を培うことによって、人間の生命が、あらゆる生命との関係や調和の中で存在し生かされていることを自覚できる。そしてさらに、生命あるものすべてに対する感謝の心や思いやりの心をはぐくみ、より深く自己を見つめながら、人間としての在り方生き方の自覚を深めていくことができる。生徒の自殺やいじめ、暴力の問題、環境の問題などを考えるとき、このことが一層重要になる。

イ豊かな心をはぐくむ

道徳教育は、生徒一人一人が人間尊重の精神と生命に対する畏敬の念を培い、それらを家庭、学校、その他社会における具体的な生活の中に生かすことができるようにしなければならない。

そのためには、例えば、他人を思いやる心や社会貢献の精神、生命を大切に人権を尊重する心、美しいものや自然に感動する心、正義感や公正さを重んじる心、他者と共に生きる心、自立心や責任感など、日常生活において豊かな心をはぐくむ必要がある。道徳教育においては、それらを通して人間として生きていく上で必要な道徳的価値を主体的に身に付け、固有の人格を形成していくことができるようにすることが大切である。

ウ伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛し、個性豊かな文化の創造を図る人間を育成する

道徳教育の目標には、伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛し、個性豊かな文化の創造を図ることが掲げられている。個性豊かな新しい文化を生み出すには、古いものを改めていくことも大切であるが、先人の残した有形無形の文化的遺産の中に優れたものを見だし、それを継承し

発展させることが必要である。先人の残した優れた文化的業績とそれを生み出した精神に学び、自らを向上させていくことによって、よりよく生きたいという人間の個人的、社会的な願いを、より広い世代の共感を伴って実現することができる。

また、これからの国際社会の中で主体性をもって生きていくには、鋭い国際感覚をもち、広い国際的視野に立ちながらも、自己がよって立つ基盤にしっかりと根を下ろしていることが必要である。すなわち、我が国や郷土の伝統と文化に対する関心や理解を深め、それを尊重し、継承・発展させる態度を育成するとともに、それらをはぐくんできた我が国と郷土への親しみや愛着の情を深め、そこにしっかりと根を下ろし、世界と日本とのかわりについて考え、日本人としての自覚をもって、新しい文化の創造と社会の発展に貢献しうる能力や態度が養われなければならない。エ公共の精神を尊び、民主的な社会及び国家の発展に努める人間を育成する

公共の精神を尊び、民主的な社会及び国家の発展に努める人間の育成も、道徳教育の重要な目標である。人間は個としての尊厳を有するとともに、集団や社会を形成する社会的存在でもある。それぞれの個を生かし、よりよい集団や社会を形成していくためには、個としての尊厳とともに社会全体の利益を図ろうとする公共の精神が必要である。

また、民主主義の精神は、国民主権、基本的人権の尊重、自由、平等などの実現によって達成することができる。これらが、法によって規定され保障されることによってのみ維持されるだけならば、一人一人の日常生活の中で真に主体的なものとして確立されたことにはならない。それらは、一人一人の道徳的自覚によってはじめて達成されるものである。

したがって、道徳教育においては、法律的な規則やきまりそのものを取り上げるだけでなく、それらの基盤となっている人間の道徳的な生き方を問題にするという点をより重視する必要がある。

才他国を尊重し、国際社会の平和と発展や環境の保全に貢献する人間を育成する

教育基本法の前文に述べられているように、「世界の平和と人類の福祉の向上に貢献する」ことは、日本国憲法において定められた日本国民の決意である。

平和は、人間の心の内に確立すべき道徳的課題でもある。日常生活の中で社会連帯の自覚に基づき、あらゆる時と場所において自他協同の場を実現していく努力こそ、民主的で平和的な社会及び国家を実現する根本である。また、環境問題が深刻な問題となる中で、環境保全に努めることが重要な課題となっている。そのためにも、自然や生命に対する感受性や、身近な環境から地球規模の環境への豊かな想像力、それを大切に守ろうとする態度が養われなければならない。

このような努力や心構えを、広く国家間ないし国際社会に及ぼしていくことが他国を尊重することにつながり、国際社会に平和をもたらし、人類の福祉の向上に貢献することになる。

カ未来を拓く主体性のある日本人を育成する

道德教育は、人間として自らの人生をどう生きるかを一人一人に問い掛けるものである。そのことを通して、未来に夢や希望をもち、自らの人生や新しい社会を切り拓く力を身に付けられるようにしていかなければならない。そして、社会の変化に主体的に対応できるとともに、国際社会において自らの役割と責任を果たすことができる日本人となることが求められる。

未来を拓く主体性のある人間とは、常に前向きな姿勢で未来に夢や希望をもち、自主的に考え、自律的に判断し、決断したことは積極的にしかも誠実に実行し、その結果について責任をとることができる人間である。このことは、人間としての在り方の根本にかかわるものであるが、ここで特に日本人と示しているのは、日本人としての自覚をもって新しい文化の創造と民主的な社会の発展に貢献するとともに、国際的視野に立って世界の平和

と人類の幸福に寄与し、世界の人々から信頼される人間の育成を目指しているからである。キ道德性を養う

道德性とは、人間としての本来的な在り方やよりよい生き方を目指してなされる道徳的行為を可能にする人格的特性であり、人格の基盤をなすものである。それはまた、人間らしいよさであり、道徳的諸価値が一人一人の内面において統合されたものといえる。学校における道德教育においては、各教育活動の特質に応じて、特に道德性を構成する諸様相である道徳的心情、道徳的判断力、道徳的実践意欲と態度などを養うことを求めている。

道徳的心情は、道徳的価値の大切さを感じ取り、善を行うことを喜び、悪を憎む感情のことである。人間としてのよりよい生き方や善を志向する感情であるともいえる。それは、道徳的行為への動機として強く作用するものである。

道徳的判断力は、それぞれの場面において善悪を判断する能力である。つまり、人間として生きるために道徳的価値が大切なことを理解し、様々な状況下において人間としてどのように対処することが望まれるかを判断する力である。的確な道徳的判断力をもつことによって、それぞれの場面において機に応じた道徳的行為が可能になる。

道徳的実践意欲と態度は、道徳的心情や道徳的判断力によって価値があるとされた行動をとろうとする傾向性を意味する。道徳的実践意欲は、道徳的心情や道徳的判断力を基盤とし道徳的価値を実現しようとする意志の働きであり、道徳的態度は、それらに裏付けされた具体的な道徳的行為への身構えといえることができる。

また、この他に、道徳的習慣などがある。道徳的習慣は、長い間繰り返して行われているうちに習慣として身に付けられた望ましい日常的行動の在り方である。これがやがて、第二の天性とも言われるものとなる。道德性の育成においては、道徳的習慣をはじめ道徳的行為の指導も重要である。

これらの道徳性の諸様相は、それぞれが独立した特性ではなく、相互に深く関連しながら全体を構成しているものである。したがって、これらの諸様相が全体として密接な関連をもつように指導することが大切である。そして、道徳的行為が生徒自身の内から自発的、自律的に生起するよう道徳性の育成に努める必要がある。

### (3) 道徳教育を進めるに当たっての配慮事項

|                        |   |
|------------------------|---|
| (3) 道徳教育を進めるに当たっての配慮事項 | <p>道徳教育を進めるに当たっては、生徒の内面に根ざした道徳性を養うこととのかかわりにおいて 道徳的実践力を高めるよう配慮して指導することが大切である。</p> <p>本来、道徳的実践は、内力的な力としての道徳的実践力が基盤になければならない。道徳的実践力が高まることによってより確かな道徳的実践ができるのであり、そのような道徳的実践が繰り返されることによって、内なる道徳的実践が深まるのである。道徳教育はこのような相互作用によって充実していくようにしなければならない。</p> <p>そしてその際、自らの生命の大切さを深く自覚するとともに、他の生命を尊重する「自他の生命を尊重する精神」、他者の考えを尊重しつつ、自ら考え、自らの意志で決定し、その行為の結果には責任をもつという「自律の精神」、自分が社会の構成員の一員であることを認識し、その中で役割を自覚して主体的に協力していくことのできる「社会連帯の精神」、社会の秩序と規律を理解して自らに課せられた「義務を果たし責任を重んずる態度」、さらには、自分と異なる他者の意見</p> <p>に十分耳を傾け、他者を尊重するとともに、各人が自他の「人権を尊重し」、世の中からあらゆる差別や偏見をなくすよう努力し、望ましい社会の理想を掲げ、そのような社会の実現に積極的に尽くすよう努める態度を養うよう配慮する必要がある。</p> |
|------------------------|---|

【図⑦：第3章第1節2の(3)】

道徳教育を進めるに当たっては、生徒の内面に根ざした道徳性を養うこととのかかわりにおいて道徳的実践力を高めるよう配慮して指導することが大切である。

本来、道徳的実践は、内力的な力としての道徳的実践力が基盤になければならない。道徳的実践力が高まることによってより確かな道徳的実践ができるのであり、そのような道徳的実践を繰り返すことによって、内なる道徳的実践力も深まるのである。道徳教育はこのような相互作用によって充実していくようにしなければならない。

そしてその際、自らの生命の大切さを深く自覚するとともに、他の生命を尊重する「自他の生命を尊重する精神」、他者の考えを尊重しつつ、自ら考え、自らの意志で決定し、その行為の結果には責任をもつという「自律の精神」、自分が社会の構成員の一員であることを認識し、その中で役割を自覚して主体的に協力していくことのできる「社会連帯の精神」、社会の秩序と規律を理解して自らに課せられた「義務を果たし責任を重んずる態度」、さらには、自分と異なる他者の意見

に十分耳を傾け、他者を尊重するとともに、各人が自他の「人権を尊重し」、世の中からあらゆる差別や偏見をなくすよう努力し、望ましい社会の理想を掲げ、そのような社会の実現に積極的に尽くすよう努める態度を養うよう配慮する必要がある。

## Ⅱ. 長崎県の対応

上記『学習指導要領』、『解説』に対応して、長崎県教育委員会でも教職員に対して、改訂翌年度から「高等学校初任者研修・若手研修」で道徳教育における教師の役割及び留意点についての研修を実施している。その内容は以下に示す『手引書』の記述に即したものである。

### 1 高等学校における道徳教育

#### (1) 道徳教育の考え方

高等学校学習指導要領解説総則編においては、高等学校における道徳教育は、「豊かな心を持ち、人間としての在り方生き方の自覚を促し、道徳性を育成することをねらいとする教育活動」であると記されている。高等学校には、小学校・中学校のように「道徳の時間」は設けられていないので、道徳教育の推進にあたっては、学校の教育活動全体を通じて行う必要がある。

そのため、高等学校においては、道徳教育を人間としての在り方生き方に関する教育であるととらえ、各教科・領域等の特質に応じ学校の教育活動全体を通じて、「生徒が人間としての在り方生き方を主体的に探求し豊かな自己形成ができるよう適切な指導を行う」ことが求められる。

#### (2) 人間としての在り方生き方に関する教育とは

高等学校段階の生徒は、自分自身の人生をどう生きるべきか、或いは生き方そのもののへの思索を深めると同時に、自分自身と他者との関係や国家や世界の在り方についても関心を高めていく時期でもある。したがって、こ

の時期に自らの人生観や世界観を確立し、主体的な生き方を選択できる力を身に付けることが不可欠となる。そのためには、ある一定の状況の下で考えられるいくつかの生き方の中から、自分にとって最もふさわしく、しかもよりよい生き方を選択するための基準を確立する必要がある。このような基準は、様々な体験や機会を通して、「人間としてどう在るべきか、どう生きるべきか」についての自分自身との対話を深めて行く中で形成されていく。高等学校における道德教育は、このように生徒一人ひとりが人間としての在り方生き方について主体的に考え、自覚を深めていく場を中心に進めていくことが必要である。

### (3) 各教科・科目等における人間としての在り方生き方に関する教育の展開

高等学校における道德教育は、すべての教科・科目、総合的な学習の時間及び特別活動等の、それぞれの特質に応じて行われるべきものであるが、「人間としての在り方生き方」を目標に掲げている公民科の「現代社会」及び「倫理」、特別活動は、道德教育の中核的な指導の場面として位置付けられ、学習指導要領解説総則編の記述をまとめると次のようになる。

#### 現代社会

科目の導入において、社会の在り方を考察する基盤として、幸福、正義、公正等について理解させ、倫理、社会、文化、政治、法、経済、国際社会にかかわる現代社会の諸課題を取り上げて考察させる中で更に理解を深めさせるとともに、科目のまとめとして議論などを通して自分の考えをまとめたり、説明したり、論述したりするなど課題を探究させる学習を行い、人間としての在り方生き方についての学習の充実を図る。

#### 倫理

人間としての在り方生き方への関心を高め、その手掛かりとして先哲の考え方を取り上げて自分自身の判断基準を形成するために必要な倫理的な諸価値について理解と思索を深めるとともに、課題を探究する学習を一層

重視し、論述や討論などの言語活動を充実させ、社会の一員としての自己の生き方を探求できるようにする。

#### 特別活動

ホームルーム活動を中心として特別活動全体を通じて、社会において自立的に生きることができるようになるため、社会の一員としての自己の生き方を探求するなど、人間としての在り方生き方に関する指導が行われるようにする。

また、『解説』では、総合的な学習、及び各学科に共通する各教科の目標と道德教育との関連が次のように指摘されている。

#### 総合的な学習の時間

「学び方やものの考え方を身に付け、問題の解決や探求活動に主体的、創造的、協同的に取り組む態度を育て、自己の在り方生き方を考えることができるようにする」ために、「自己の在り方生き方や進路について考察する学習活動」を展開する。

#### 国語科

国語による表現力と理解力を育成するとともに、人間と人間との関係の中で、互いの立場や考えを尊重しながら言葉で伝え合う力を高めることは、学校の教育活動全体の中で道德教育を進めていく上で、基盤となるものである。また、思考力や想像力を伸ばし、心情を豊かにし、言語感覚を磨くことは、道徳的心情や道徳的判断力を養う基本になる。更に、言語文化に対する関心を深め、国語を尊重してその向上を図る態度を育てることは、伝統と文化を尊重し、それをはぐくんできた我が国と郷土を愛し、個性豊かな文化の創造を図る態度を育成することなどにつながる。

#### 地理歴史科

我が国及び世界の形成の歴史的過程と生活・文化の地域的特色についての理解と認識を深めることは、伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に貢献することなどにつながるものである。

## 数学科

生徒が事象を数学的に考察し筋道を立てて考え、表現する能力を高めることは、道徳的判断力の育成にも資するものである。また、数学を積極的に活用して数学的論拠に基づいて判断する態度を育てることは、工夫して生活や学習をしようとする態度を育てることに資する。

## 理科

自然の事物・現象を探求する活動を通して、地球の環境や生態系のバランスなどの事象を理解させ、自然と人間とのかかわりについて認識を深めさせることは、生命を尊重し、自然環境の保全に寄与する態度の育成につながるものである。また、目的意識を持って観察、実験を行うことや科学的に探求する能力を育て、科学的な自然観を育成することは、道徳的判断力や心理を大切にしようとする態度を育てることに資する。

## 保健体育科

運動の実践は、技能の獲得とともに、ルールやマナーを大切にしようとする、自己の責任を果たそうとする、チームの合意形成に貢献しようとするなどの公正、協力、責任、参画などに対する態度の育成にも資するものである。集団でのゲームなど運動することを通して、粘り強くやり遂げる、ルールを守る、集団に参加し協力する、といった態度が養われる。また、健康・安全についての理解は、健康の大切さを知り、生涯を通じて自らの健康を適切に管理し、改善することにもつながる。

## 芸術科

芸術を愛好する心情を育て、感性を高めることは、美しいものや崇高なものを尊重することにつながるものである。また、芸術文化についての理解を深め、豊かな情操を養うことは道徳性の基盤の育成に資する。

## 外国語科

外国語を通じて、我が国や外国の言語や文化に対する理解を深めることは、世界の中の日本人としての自覚を持ち、国際的視野に立って、世界の平和と人類の幸福に貢献する

ことにつながる。

## 家庭科

生活に必要な知識と技術を習得することは、望ましい生活習慣を身に付けるとともに、勤労の尊さや意義を理解することにつながるものである。また、家族・家庭の意義を理解させることや主体的に生活を創造する能力などを育てることは、家族への敬愛の念を深めるとともに、家庭や地域社会の一員としての自覚を持って自分の生き方を考え、生活をよりよくしようとするにつながる。

## 情報科

情報に関する科学的な見方や考え方を養うとともに、社会の中で情報及び情報技術が果たしている役割や影響を理解させることは、情報社会で適正な活動を行うための基になる考え方と態度を身に付けさせ、情報社会に参画する態度を育成することにつながる。

専門学科において開設される各教科については、各教科を通じて職業人としての規範意識や倫理観の育成といった観点から、人間としての在り方生き方に関する指導の充実が求められている。(詳細は、各専門教科の学習指導要領を参照)

また、自己の将来の生き方や進路についての考察を含む科目「産業社会と人間」は、総合学科において原則履修科目とされているが、他の学科においては学校設定教科に関する科目として、学校の実情に応じて設定することができる。

## 2 道徳教育の目標

道徳教育の目標は、「基盤としての道徳性を養う」ことを大きな柱とし、学校教育活動全体を通して進めていくことが求められる。道徳性とは、「人間としての本来的な在り方やよりよい生き方を目指してなされる道徳的行為を可能にする人格的特性」であり、次のような要素からなる。

(ア) 道徳的心情……道徳的価値の大切さを感じ取り善を行うことを喜び、悪を憎む感情。道徳的行為への動機となるもの

(イ) 道徳的判断力……善悪を判断する能力

(ウ) 道德的実践意欲……道德的心情や道德的判断力によって価値があるとされた行動をとろうとする傾向性

(エ) 道德的態度……道德的実践意欲に裏付けされた具体的な道德的行為への身構え

またこれらに加え、長い間繰り返して行われるうちに習慣として身に付けられた望ましい日常の行動の在り方は「道德的習慣」と言われる。(ア)～(エ)の要素はそれぞれ独立した特性ではなく、相互に関連しながら全体を構成しているものであり、これらの要素が密接に関連を持つように指導していくことが大切である。

道德教育の目標には、下位目標として次の6項目が挙げられている。

①人間尊重の精神と生命に対する畏敬の念を培う

生徒の心の内に形成されていく自己及び他者の人格への認識を普遍的な人間愛の精神へと高めると同時に、人間を含むあらゆる生命のかけがえのなさに気付き、命あるものを慈しみ、畏れ、敬い、尊ぶことで、生きることのすばらしさに対する自覚を深める。

②豊かな心をはぐくむ

他人を思いやる心、社会貢献の精神、生命を大切にし人権を尊重する心、美しいものに感動する心、正義感や公正さを重んじる心、他者と共に生きる心、自立心や責任感など豊かな心を日常生活においてはぐくみ、これらを通して道德的価値を身に付け、固有の人格を形成していくことができるようにする。

③伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛し、個性豊かな文化の創造を図る人間を育成する

我が国や郷土の伝統と文化に対する関心を深めることを通して先人の残した有形無形の文化的遺産の価値を再認識するとともに、これからの国際社会を生きるうえで必要となる広い国際的視野から世界と日本のかかわりについて考え、日本人としての自覚を持って、新しい文化の創造と社会の発展に貢献しうる能力や態度を養う。

④公共の精神を尊び、民主的な社会及び国家の発展に努める人間を育成する

個としての尊厳とともに、社会全体の利益を図ろうとする公共の精神を酒養し、民主的な社会及び国家の発展に努めようとする態度を養う。

⑤他国を尊重し、国際社会の平和と発展や環境の保全に貢献する人間を育成する

国際的視野に立ち、あらゆる時と場所において自他協同の場を実現しようと努めるとともに、環境保全の視点に立ち、身近な環境から地球規模の環境に対する豊かな想像力を持ち、それを守ろうとする態度を養う。

⑥未来を拓く主体性のある日本人を育成する

日本人としての自覚を持ったうえで、常に前向きな姿勢で未来に夢や希望を持ち、自主的に考え、自律的に判断し、決断したことは積極的にしかも誠実に実行し、その結果について責任をとろうとする態度を備えた人間を育成する。

### 3 道德教育を進めるに当たっての配慮事項

道德教育を充実させるためには、生徒の道德的実践力を高めなければならない。道德的実践には、本来、内的な道德的実践力が基盤となる。したがって、内的な道德的実践力を高めていくことが必要となる。一方で、道德的実践を繰り返していく中で、内なる道德的実践力が高まっていくこともあるので、学校全体に道德的な実践があふれるような環境を作ることも必要である。高等学校には、小学校・中学校のように要となる道德の時間はないが、だからこそ、すべての教育活動が道德教育の場であるという認識を持ち、全教職員で指導にあたる必要がある。

### 4 本県の道德教育の取組み

長崎県では、平成16年度より小学校・中学校において『長崎っ子の心を見つめる』教育週間を設定し、特色ある道德教育を進めている。平成20年度からは県立学校へも拡大され、心の教育への取組を広く公開している。

また、長崎県教育振興基本計画では、高等学校の道德教育の課題として「高校生は近い

将来、親と成りうるので、命の尊さに気付かせ、親の役割の重要性を認識させることも必要」との指摘がなされている。

今後の主な取組として、同計画には次の3点が挙げられている。

- ①命を大切にするとともに、家族に感謝し、他者を思いやる心豊かな長崎っ子の育成
- ②小中高12年間を見通した道徳教育の指針の作成・推進
- ③あいさつや礼儀にはじまる品性をはぐくむ教育と、善悪の判断などの社会規範を的確に指導する教育の推進

高等学校における道徳教育を推進していくためには、上記の事項を十分に理解したうえで、小学校・中学校段階での道徳教育との整合性を視野に入れ、生徒の発達段階に応じた指導を、各教科・領域等をはじめとした学校の教育活動全体を通じて行うことが大切である。

## 注

- (1) 教育基本法 第13条 学校、家庭及び地域住民その他の関係者は、教育におけるそれぞれの役割と責任を自覚するとともに、相互の連携及び協力に努めるものとする。
- (2) 文部科学省『高等学校学習指導要領』平成21年3月
- (3) 文部科学省『高等学校学習指導要領解説 総則編』平成21年7月
- (4) 長崎県教育委員会『高等学校初任者研修・若手教職員研修の手引書(平成22年度版)』